

社会福祉法人利生会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人利生会（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。ただし、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者には役員等報酬を支給しない。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当は支給しないものとする。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のために出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第5条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常任役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日、及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割り計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端

数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円に切り上げる。

(講評)

第 7 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の第二項三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 8 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 9 条 この規定の実施に必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。(平成 29 年 3 月 28 日理事会)